

2020年9月10日

新設分割にかかる事前開示書面  
(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

大阪府東大阪市川俣 1 丁目 1 番 41 号  
オンキヨー株式会社  
代表取締役 大拙宗徳

当社は、2020年7月31日付で作成した分割計画書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社が営むOEM事業及び音楽配信・AIソリューション事業に関して有する権利義務を、新たに設立するオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社（以下、総称して「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。

本件新設分割に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項）

2020年7月31日付作成の分割計画書の内容は、「別紙」のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して、それぞれ新たに株式 5,000 株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

本件新設分割は単独新設分割であり、本件新設分割により当社の純資産に変動はなく、また各新設会社の発行する株式のすべてが当社に割り当てられることから、交付株式数を任意に定めることができるものと考えられます。

当社は、各新設会社の資本金の額等を考慮し、当社の完全子会社となる新設分割設立会社を適正かつ効率的に管理するうえで、上記株式数は相当であると判断しております。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策及び事業戦略を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を分割計画書第 7 条記載のとおりとすることに

いたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

### 3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

当社

・2020年4月13日に、EVO FUNDを割当先とした第三者割当による新株式（第3回）（発行新株式数 普通株式 20,000,000株、発行価額 1株につき9円、発行価額の総額180,000,000円）の発行を行いました。

・2020年5月7日に、当社資産の有効活用を目的として、当社保有の投資有価証券を売却いたしました。

・2020年6月4日に、2020年1月17日付にてEVO FUNDを割当先として第三者割当の方法により発行いたしました第8回新株予約権の残存する全部（取得及び消却した新株予約権の数 942,000個、取得価額 新株予約権 1個当たり 2.8円、取得価額の総額2,637,600円）を取得及び消却いたしました。

・2020年6月5日に、EVO FUND、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co.,Limited）、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（発行新株式数 普通株式 151,709,800株、発行価額 1株につき10.3円、発行価額の総額 1,562,610,940円）を行いました。なお、当該第三者割当による新株式の発行に係る払い込みについては、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法により行っております。

・2020年7月31日に、EVO FUNDとの間で、株式発行プログラムの設定に係る契約を締結いたしました。また、同日付の当社取締役会決議において、株式発行プログラムに基づく割当先に対する第三者割当による新株式の発行（発行新株式数 普通株式 最大92,000,000株、第1回割当から第8回割当までの合計8回の割当により発行）を決議いたしました。

・2020年7月31日に、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」で公表致しました、無担保ローン・ファシリティ契約により、借入（借入額 200百万円、満期日 2021年1月29日、年率 1.0%）を行っております。

・当社は、2020年7月31日付の当社取締役会において、本吸収合併を行うと同時に、本吸収合併の効力発生を停止条件として、当社（2020年10月1日付で「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」に商号変更予定）を新設分割会社として当社のOEM事業及びその他事業を会社分割（新設分割）し、新設分割承継会社として新設するオンキヨー

サウンド株式会社及びオンキヨー株式会社に承継することによるグループ再編を決議いたしました。

#### 4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条 第 7 号）

##### （1）当社の債務の履行の見込みに関して

当社は、2020年7月31日時点において負債が資産を上回る債務超過の状況にあります。しかしながら、当社は、これまでに事業構造改革による収益改善及び固定費削減等の当社独自の施策を行うとともに、エクイティによる資金調達により財政基盤を安定化させ、債務超過の早期解消に向けた施策を継続的に実行してきております。

以上のとおりですので、現時点においては、本件新設分割の効力発生日以後、当社の負担する債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

##### （2）新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関して

本件新設分割の効力発生後の新設分割設立会社の資産の額は、負債の額を上回るものと見込まれます。また、本件新設分割の効力発生後の新設分割設立会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、新設分割設立会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、本件新設分割によっても、新設分割設立会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

## 分割計画書

オンキヨー株式会社（2020年10月1日付で「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」に商号変更予定、以下「甲」という）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を新たに設立するオンキヨーサウンド株式会社（以下「乙」という）及びオンキヨー株式会社（以下「丙」という）に承継させるために新設分割による方法により会社分割（以下「本件分割」という）を行うものとし、次の通り分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

### 第1条（分割内容）

甲は、甲の営む事業のうち、OEM事業（以下「乙承継事業」という）に関する権利義務の一切を乙に承継させ、音楽配信・AIソリューション事業（以下「丙承継事業」といい、乙承継事業と丙承継事業を総称して「本件事業」という）に関する権利義務の一切を丙に承継させ、乙及び丙はそれぞれこれを承継する。

### 第2条（株主総会）

本件分割は、2020年9月25日に臨時株主総会を開催し、本件分割の承認および必要な事項の決議を行い、新設分割による変更の登記および設立の登記をする。また、乙及び丙の設立の予定日は、2020年10月1日（以下、「分割期日」という）とする。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、分割期日を変更することができる。

### 第3条（乙及び丙の定款記載事項）

1. 乙の本店所在地は、大阪府東大阪市とし、乙の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙「乙定款」記載の通りとする。

2. 丙の本店所在地は、大阪府東大阪市とし、丙の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙「丙定款」記載の通りとする。

### 第4条（乙及び丙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

1. 乙の設立時取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

#### （1）設立時取締役

代表取締役社長 宮田幸雄

取締役 百足敏治

取締役 寺澤一弥

#### （2）設立時監査役

監査役 山田格也

2. 丙の設立時取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

(1) 設立時取締役：

代表取締役社長 大拙宗徳

取締役 中島健城

取締役 河村文昭

(2) 設立時監査役

監査役 前山健二

#### 第5条 (資産、債務、その他権利義務及び労働契約)

1. 乙は、次の各号に定める権利義務を甲から承継する。

(1) 乙は、分割期日をもって、甲から、乙承継事業に関する資産、債務、売買契約、賃貸借契約等、及びその他権利義務を承継する。

(2) 乙は、乙承継事業に主として従事する労働者との間の労働契約を甲から承継する。ただし、労働者が承継を拒絶する時はこの限りでない。

(3) 乙は、乙承継事業に関する一切の債務につき、重畳的に債務を引き受ける。

2. 丙は、次の各号に定める権利義務を甲から承継する。

(1) 丙は、分割期日をもって、甲から、丙承継事業に関する資産、債務、売買契約、賃貸借契約等、及びその他権利義務を承継する。

(2) 丙は、丙承継事業に主として従事する労働者との間の労働契約を甲から承継する。ただし、労働者が承継を拒絶する時はこの限りでない。

(3) 丙は、丙承継事業に関する一切の債務につき、重畳的に債務を引き受ける。

#### 第6条 (株式の交付)

1. 乙が本件分割に際して発行する株式は、普通株式 5,000 株とし、その全てを甲に割り当て交付する。

2. 丙が本件分割に際して発行する株式は、普通株式 5,000 株とし、その全てを甲に割り当て交付する。

#### 第7条 (資本金および準備金)

1. 乙の資本金および資本準備金の額は、次の各号の通りとする。

(1) 資本金 100,000,000 円

(2) 資本準備金 0 円

2. 丙の資本金および資本準備金の額は、次の各号の通りとする。

(1) 資本金 100,000,000 円

(2) 資本準備金 0 円

第8条（競業禁止義務）

1. 甲は、乙が承継する乙承継事業について、競業禁止義務を負わないものとする。
2. 甲は、丙が承継する丙承継事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（条件変更）

本計画書について、甲の臨時株主総会の承認があった日から分割期日前日までの間に、天災地変、経済状況の激変、その他の事由により、本件事業、および本件事業に属する財産等に重大な変動が生じた時には、甲は、本計画書を変更し、または、本件分割を中止することができる。

第10条（規定外事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することが出来る。

以上

2020年7月31日

大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号  
オンキヨー株式会社  
代表取締役社長 大脇 宗徳

## オンキヨーサウンド株式会社定款

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 (商号)

当社はオンキヨーサウンド株式会社と称し、英文ではONKYO SOUND CORPORATIONと表示する。

#### 第 2 条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気・電子・情報・通信機械器具・測定器の製造、販売
2. 前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売
3. 映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売
4. 電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス
5. 前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導
6. 第 1 号から第 4 号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理
7. 通信販売、小売店経営、配送サービス、労働者派遣、古物の売買
8. 前各号に付帯関連する一切の業務

#### 第 3 条 (本店)

当社は本店を大阪府東大阪市に置く。

#### 第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会のほか、取締役会及び監査役を置く。

#### 第 5 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

### 第7条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### 第8条（基準日）

本定款に定めるものを除くほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべきものを確定するため必要があるときは、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

### 第9条（株券不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

## 第3章 株主総会

### 第10条（招集）

当社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は各事業年度の末日の翌日から3月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて随時招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

### 第11条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会にかかる事業年度の末日とする。

### 第12条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

### 第13条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。



#### 第14条（決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に掲げる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（株主総会の決議の省略等）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

### 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

#### 第16条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上とする。

#### 第17条（取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

#### 第18条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第19条（取締役会）

取締役の全員によって、取締役会を構成する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- ① 代表取締役の選定及び解職
- ② 取締役の職務の執行の監督

### ③ 重要な財産の処分及び譲受けその他の業務執行の決定

#### 第20条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮すること、又は、取締役及び監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第21条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第22条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

#### 第23条（代表取締役）

代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

2 代表取締役は社長とする。代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議により代表取締役の内から、社長1名を選定する。

#### 第24条（取締役の会社に対する責任の免除）

当会社は、会社法第423条第1項に規定する取締役の当会社に対する責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

### 第5章 監査役

#### 第25条（監査役の数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

#### 第26条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3

分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

#### 第27条（監査役の権限・職務）

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

#### 第28条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第29条（監査役の会社に対する責任の免除）

当社は、会社法第423条第1項に規定する監査役の当会社に対する責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 計算

#### 第30条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

#### 第31条（剰余金の配当の基準日）

各事業年度の定時株主総会の決議による剰余金の配当は、当該事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 臨時株主総会において剰余金の配当を決議する場合には、別に基準日を定めた場合を除くほか、その臨時株主総会の会日の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

### 第32条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

### 第33条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年3月31日までとする。

### 第34条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

### 第35条（設立時取締役及び設立時監査役）

当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役： 宮田幸雄、百足敏治、寺澤一弥

設立時監査役： 山田格也

## オンキヨー株式会社定款

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 (商号)

当社はオンキヨー株式会社と称し、英文ではONKYO CORPORATIONと表示する。

#### 第 2 条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売
2. 測定器、医療・福祉・介護・健康機械器具の製造、販売
3. 前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売
4. 映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売
5. 電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス
6. 酒類、医薬品及び化粧品の販売
7. インターネットによる電子商取引業務
8. インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、開発、運用、管理、保守
9. 前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導
10. 通信販売、小売店経営、印刷・コピー事務サービス、配送サービス、労働者派遣、古物の売買
11. イベントに関する企画、制作、運営
12. 著作物の管理および著作物の企画、製作、出版
13. 前各号に付帯関連する一切の業務

#### 第 3 条 (本店)

当社は本店を大阪府東大阪市に置く。

#### 第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会のほか、取締役会及び監査役を置く。

#### 第 5 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

### 第7条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### 第8条（基準日）

本定款に定めるものを除くほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべきものを確定するため必要があるときは、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

### 第9条（株券不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

## 第3章 株主総会

### 第10条（招集）

当社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は各事業年度の末日の翌日から3月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて随時招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

### 第11条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会にかかる事業年度の末日とする。

### 第12条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

### 第13条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条（決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に掲げる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（株主総会の決議の省略等）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

### 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

#### 第16条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上とする。

#### 第17条（取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

#### 第18条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第19条（取締役会）

取締役の全員によって、取締役会を構成する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- ① 代表取締役の選定及び解職
- ② 取締役の職務の執行の監督

### ③ 重要な財産の処分及び譲受けその他の業務執行の決定

#### 第20条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮すること、又は、取締役及び監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第21条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第22条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

#### 第23条（代表取締役）

代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

2 代表取締役は社長とする。代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議により代表取締役の内から、社長1名を選定する。

#### 第24条（取締役の会社に対する責任の免除）

当会社は、会社法第423条第1項に規定する取締役の当会社に対する責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第5章 監査役

#### 第25条（監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

#### 第26条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。



#### 第27条（監査役の権限・職務）

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

#### 第28条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第29条（監査役の会社に対する責任の免除）

当社は、会社法第423条第1項に規定する監査役の当会社に対する責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

### 第6章 計算

#### 第30条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

#### 第31条（剰余金の配当の基準日）

各事業年度の定時株主総会の決議による剰余金の配当は、当該事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 臨時株主総会において剰余金の配当を決議する場合には、別に基準日を定めた場合を除くほか、その臨時株主総会の会日の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

#### 第32条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

### 第33条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年3月31日までとする。

### 第34条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

### 第35条（設立時取締役及び設立時監査役）

当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役： 大朮宗徳、中島健城、河村文昭

設立時監査役： 前山健二